別表第４　受信料額（消費税込額）

契約種別	支払区分	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円
特別契約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継続振込等	1,005円	5,730円	11,180円

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第５　受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	支払区分	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継続振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継続振込等	2,065円	11,780円	22,930円

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第６　多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件（沖縄県の区域においては、96件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）、97件、98件又は99件とする。）である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第７　団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　200円
特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　月額　200円 ただし、12か月前払による場合は、　年額 2,420円

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４９２号

大阪府岸和田市土生町８丁目９番１号
債務者　縣　　佳美（旧姓常道）

1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号

熊本市北区植木町木留755番地　サンガーデンサクラシティＢ201、前住所熊本市北区麻生田１丁目１番49号
債務者　田嶋　利奈（旧姓西田）

1　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　憲保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８７号

札幌市白石区南郷通20丁目北２番22―104号
債務者　熊谷　健夫

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広田　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号

奈良市横井１丁目134―48、住民票上の住所奈良市横井１丁目637番地の１
債務者　山本　賀彦

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
奈良地方裁判所